

早稲田大学学生健康増進互助会規約

早稲田大学学生健康保険組合規約(昭和39年4月1日)の全部を改正する。

第1章 総 則

(名称)
第1条 この互助会は、早稲田大学学生健康増進互助会(以下「学生早健会」という。)という。

(事務所)

第2条 学生早健会は、その主たる事務所を早稲田大学構内に置く。

(目的)

第3条 学生早健会は、大学の協力の下に、会員の健康の維持、増進をはかるとともに、傷病につき扶助することを目的とする。

(事業)

第4条 学生早健会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 健康管理

二 厚生事業

三 医療費の給付

四 その他学生早健会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 学生早健会は、早稲田大学の各学部学生、大学院学生(研究生を含む。)および日本語研究教育センターの運営する別科日本語専修課程に在籍する学生をもって組織する。ただし、人間科学部通信教育課程、学生学部委託学生および科目等履修生ならびに大学院科目等履修生、交流学生および外国人特別研修生は除く。

(資格の取得および喪失)

第6条 会員となれる学生は、入学した学年の始めにその資格を取得する。

2 会員である者が、卒業、修了、退学、抹籍等により学生の身分を失った場合には、その翌日からその資格を失う。

3 会員の資格を不正に使用した場合は、その資格を失わせることができる。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費は年額3,000円とする。なお、徴収方法については別に細則をもって定める。

3 会費を納入した者のうち、他の医療保険の被保険者または被扶養者であって、当該保険により医療に要した費用の全額に相当する給付を受けられる者に対しては、本人の申請により、納入した会費のうち医療費給付掛金相当額を返還することができる。この場合には、学生早健会による医療費給付は行わない。

4 その他会費については、別に細則をもって定める。

(会員証)

第8条 会員証は、大学の交付する学生証をもってこれを兼ねる。

第3章 機関および役員

(機関等の設置)

第9条 学生早健会に、次の機関および役員を置く。

一 会員大会

二 理事会

三 学生健康増進互助委員会(以下「学生早健委員会」という。)

四 監事

五 顧問

六 職員

第1節 会員大会

(会員大会)

第10条 学生早健会に、最高議決機関として会員大会を置く。

(開催要件)

第11条 会員大会は、理事会が必要と認めたとき、または10分の1以上の会員が連署した書面による請求があったときに開催する。

2 前項の規定にかかわらず、学生早健委員会の提案が理事会の同意を得られない場合であって、委員の3分の2以上が出席し、出席した委員の3分の2以上の同意があるときは、会員大会を開催することができる。(召集)

第12条 会員大会は、理事長が招集し、議事を整理する。ただし、理事長は、理事会の承認を得て学生早健委員会委員長に議事を整理させることができる。

(公示)

第13条 会員大会の召集は、各学部、大学院および日本語研究教育センターにおける掲示により公示する。

2 公示の日と会員大会の日との間には、少なくとも14日の期間をおかななければならない。

3 公示には、開催日時、開催場所および議案を明示しなければならない。(権限)

第14条 会員大会は、次の事項を議決する。

一 理事会または学生早健委員会から提案された事項

二 10分の1以上の会員から会員大会開催の理由として提案された事項

三 学生早健会の存廃に関する事項

(定足数および議決)

第15条 会員大会は、会員の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、1人1通の委任状を認める。

2 会員大会の議決は、出席会員の過半数による。

第2節 理事会

(理事の定数)

第16条 学生早健会に、30人の理事を置く。

(理事の選任)

第17条 理事の選任は、次の区分による。

一 大学から選出された者

イ 各学術院において、その本属の専任教員のうちから選出された者 各1人。

ロ 学生部事務部長、学生部長または学生部副部長、競技スポーツセンター所長、保健センター副所長および学生生活課長 5人

二 会員から選出された者

イ 学生早健委員会委員のうちから互選された者 12人

ロ 学生早健委員会委員長および同副委員長 3人

2 前項第2号の理事は、他の学生団体の役員と兼ねることができない。

(理事の任期)

第18条 前条第1項第1号のイの任期は2年とし、第2号のイの規定による理事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前任者が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第19条 理事は理事会を組織し、学生早健会業務の執行を決定し、学生早健会運営の責に任ずる。

(理事会の権限)

第20条 理事会は、次の事項を議決する。

一 予算および決算に関する事項

二 規約の改廃に関する事項

三 診療機関との協定に関する事項

四 学生早健会の行う事業に関する事項

五 会員資格に関する事項

六 学生早健会の存廃に関する事項

七 その他学生早健会の業務および運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第21条 理事会は理事長が招集し、議事を整理する。

2 理事会は年3回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、または

学生早健委員会から請求があったときは、臨時に開催する。

3 理事会を招集するには、その会日の7日以前に、会議の目的である事項を記載の上、各理事に通知を發しなければならない。ただし、急を要する場合には、この限りでない。

(理事会の定足数および議決)

第22条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数による。

(会議録)

第23条 理事会の議事については、会議録を作成する。

(理事長およびその職務)

第24条 学生早健会に理事長1人を置き、学生部事務部長である理事がこれに当たる。

2 理事長は、学生早健会の業務を統括し、学生早健会を代表する。

(副理事長およびその職務)

第25条 学生早健会に副理事長2人を置き、学生生活課長である理事および学生早健委員会委員長である理事がこれに当たる。

2 副理事長は、学生早健会の業務の執行につき、理事長を補佐する。

3 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、学生生活課長である副理事長が、その職務を代行する。

第3節 学生健康増進互助委員会

(設置)

第26条 学生早健会に会員の代表による学生早健委員会を置く。

(権限)

第27条 学生早健委員会は、会員の総意を代表し、学生早健会の業務企画、運営および管理等の重要事項に関し、理事会の諮問に応じ、または理事会に提案することができる。

(構成)

第28条 学生早健委員会は、公募により選出された委員をもって構成する。

2 委員の定数は、40人以内とする。

(委員の任期)

第29条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前任者が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第30条 学生早健委員会は、次の事項を審議する。

- 一 理事会から諮問された事項
- 二 学生早健会の宣伝および広報に関する事項
- 三 学生早健会の業務企画、運営および管理等の重要事項に関し、理事会に提案する事項
- 四 委員長および副委員長の選出に関する事項
- 五 会員のうちから選出する理事および監事の選挙に関する事項
- 六 学生早健会の存廃に関する事項
- 七 会員大会の開催に関する事項
- 八 その他学生早健委員会の運営に関する事項

(委員会の開催)

第31条 学生早健委員会は委員長が招集し、議事を整理する。

2 学生早健委員会は、毎月1回定期に開催する。ただし、委員長が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から請求があったときは、臨時に開催する。

(委員会の定足数および議決)

第32条 学生早健委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 学生早健委員会の議決は、出席委員の過半数による。

3 前2項の規定にかかわらず、第11条第2項の議決を要するときは、その定めによる。

(委員長、副委員長および部会)

第33条 学生早健委員会に、委員長1人、副委員長2人をそれぞれ置く。

2 学生早健委員会に職務の分担に応じて部会を置くことができる。

(運営細則の制定)

第34条 学生早健委員会の運営および委員の選出については、この規約に抵触しない範囲で細則をもって定めることができる。

2 細則の制定および改正は、理事会の同意を要する。

第4節 監事

(監事)

第35条 学生早健会に、監事4人を置く。

(監事の選出)

第36条 監事の選任は、次の区分による。

一 理事会において大学教職員のうちから選任する者 2人

二 学生早健委員会委員のうちから互選された者 2人

2 監事は、理事と兼ねることができない。

3 第1項第2号の監事は、他の学生団体の役員と兼ねることができない。(監事の任期)

第37条 監事の任期については、第18条(理事の任期)の規定を準用する。(監事の職務)

第38条 監事は、学生早健会の会計および業務執行の状況を監査する。

2 監事は、監査の結果を理事会に報告しなければならない。また必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。

3 監査は、原則として毎年5月および11月に行う。

第5節 顧問

(顧問)

第39条 学生早健会に、顧問若干名を置くことができる。

(顧問の委嘱)

第40条 顧問は、学生早健会の業務および運営に関し助言を仰ぐために、学識経験者のうちから、理事会の議を経て、委嘱する。

(権限)

第41条 顧問は、理事会の諮問に答える外、理事会に対して助言をすることができ。

第6節 職員

(職員)

第42条 学生早健会に、その業務、運営に関する事務を担当する職員若干人を置く。

2 職員には、大学職員を充てることができる。

第4章 会計

(会計年度)

第43条 学生早健会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(収入)

第44条 学生早健会の収入は、会費、寄附金、補助金、利子収入および雑収入とする。

(予算)

第45条 学生早健会の予算は、2月の理事会に提出して、その議決を経なければならない。

(予算の目的外使用禁止)

第46条 予算は、各項、目に定める目的の外に、これを使用することはできない。ただし、同一項の目の間の流用については、あらかじめ理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(予備費)

第47条 予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費の使用に当たっては、理事会の承認を得なければならない。

(補正予算)

第48条 やむを得ない理由により、予算に追加その他の変更を必要とするときは、補正予算を編成することができる。

2 補正予算は、理事会に提出して、その議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 次年度予算の決定が、やむを得ない理由により会計年度の開始

に遅れるおそれのある場合は、必要に応じて会計年度のうち一定期間に係る暫定予算を編成することができる。

- 2 暫定予算は、理事会に提出して、その議決を経なければならない。
- 3 暫定予算は、当該年度予算が成立したときに失効するものとし、暫定予算に基づいて執行したのものについては、当該年度予算を執行したものとみなす。

(決算)

第50条 決算は毎年度末に行い、監事の監査を経た上で、6月の理事会に提出して、その承認を得なければならない。

2 決算は業務報告とともに学生早健会員に公示しなければならない。

- 3 公示は、学生早健会のホームページに掲載して行う。

(基金)

第51条 学生早健会の活動に必要な資金を継続的に保持するために維持すべきものとして、基金を設ける。

- 2 基金は取り崩すことができない。

(準備金)

第52条 医療給付金の支払を安定かつ継続的に行うため、準備金を設ける。

- 2 準備金は、収入に不足を生じた場合に限り、取り崩すことができる。

3 準備金の取り崩しは、理事会の承認を得なければならない。

第53章 業

(医療費給付)

第53条 会員の傷害に関しては、この章に定める範囲で医療費の給付を行う。

(対象となる医療)

第54条 医療費給付の対象となる医療は、次の医療機関による社会保険医療に限る。

- 一 早稲田大学保健センター
- 二 学生早健会と診療協定を締結した病院または診療所
- 三 その他の保険医療機関

2 前項第2号の医療機関については、別に定める細則をもって指定する。

(対象となる歯科医療)

第55条 医療費給付の対象となる歯科医療は、学生早健会と診療協定を締結した保険医療機関およびその他の保険医療機関の歯科診療とする。

2 前項の学生早健会と診療協定を締結した保険医療機関については、別に定める細則をもって指定する。

(対象となる調剤)

第56条 医療費給付の対象となる調剤は、第54条および第55条に定めた医療機関が処方した社会保険調剤、または第54条および第55条に定めた医療機関が発行した処方箋に基づき薬局が供与した社会保険調剤に限る。

2 学生早健会と協定を締結した薬局は、別に定める細則をもって指定する。

(その他対象となるもの)

第57条 第54条から第56条に定めるもの他、次のものを医療費給付対象とする。

- 一 社会保険適用分の接骨院(整骨院)療養
- 二 社会保険適用分の鍼灸、按摩、マッサージ療養
- 三 医師が治療に必要と認めた治療用器具

(会員証の提示)

第58条 会員が、早稲田大学保健センターおよび診療協定を締結した医療機関(歯科を含む。)で受診する場合には、会員証を提示しなければならない。

(給付額)

第59条 学生早健会が支給する給付額は、医療に要した費用から、明細書1件あたり、自己負担額500円、および会員が帰属する医療保険等により給付された額を差し引いた額とする。

2 特別の事情により保険診療を受けられなかった者についても、給付することができる。

3 会員1人に対する年度給付額は、別に細則をもって定める額を限度とする。

(医療費の算定基準)

第60条 医療費の算定は、社会保険診療報酬点数表、またはこれに準ずるものにより行う。

(給付の申請)

第61条 医療費の給付を申請する者は、学生早健会所定の医療費給付申請書またはこれに準ずるものを学生早健会事務所に提出しなければならない。

2 申請の時期については、別に細則をもって定める。

(給付の支払)

第62条 医療費給付の支払は、原則として毎月金融機関から、上旬に振込むことにより行う。

(給付の制限)

第63条 次のいずれかに該当するときは、給付の申請にかかわらず、その支払を行わない。

- 一 当該年度の会費を納入していないとき。
- 二 医療費給付申請書またはこれに準ずるものの記載内容が不備であって、算定困難なとき。
- 三 所定期限までに本人名義の口座を登録していないとき、または登録した口座情報に相違があるとき。

(健康管理)

第64条 会員の健康の維持、増進をはかるため、健康診断等を行う。

(健康診断補助費給付)

第65条 会員が、学生早健会が指定した期間に医療機関等で健康診断を受診した場合は、年1回、3,000円までの健康診断補助費を給付する。

2 健康診断補助費給付の支払、制限は、医療費給付の各規定(第60条、第61条)に準ずる。

第6章 解散

(手続)

第67条 学生早健会の解散は、学生早健委員会および理事会の議を経て、会員大会の決議がなければ行うことができない。

(残余財産)

第68条 学生早健会が解散した場合の残余財産の処分は、会員大会の承認を得なければならない。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第69条 この規約の改廃は、理事会の議決により行う。ただし、理事会は、あらかじめ学生早健委員会の意見を聞かなければならない。

(細則の制定)

第70条 この規約の施行に必要な事項は、別に細則をもって定める。

附則

(施行期日)

この規約は昭和57年4月1日から施行する。

(中略)

附則(2005年12月9日理事会決定)

この改正規約は2006年4月1日から施行する。

(経過措置)

2005年4月1日職任の理事の任期を2006年9月20日までとする。

附則(2008年2月6日理事会決定)

この改正規約は2008年4月1日から施行する。

附則(2008年6月27日理事会決定)

この改正規約は2009年4月1日から施行する。

附則(2011年7月13日及び2011年12月19日理事会決定)

この改正規約は2012年4月1日から施行する。

早稲田大学学生健康増進互助会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、早稲田大学学生健康増進互助会規約(昭和57年4月1日。以下「規約」という。)の施行に必要な学生早健会運営に関する事項について定める。

(手続用紙の交付)

第2条 学生早健会の諸手続に必要な次の用紙は、学生早健会事務所で交付する。

- 一 医療費給付申請書
- 二 互助会費返還申請書
- 三 その他学生早健会所定の用紙

<中 略>

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(1996年7月3日理事会決定)

この改正細則は1996年7月3日から施行し、1996年6月1日から適用する。

附 則(2004年12月10日理事会決定)

この改正細則は2005年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月6日理事会決定)

この改正細則は2008年4月1日から施行する。

附 則(2011年7月13日及び2011年12月19日理事会決定)

この改正細則は2012年4月1日から施行する。

早稲田大学学生健康増進互助会会費細則

(目的)

第1条 この細則は、早稲田大学学生健康増進互助会規約(昭和57年4月1日。以下「規約」という。)の施行に必要な会費に関する事項について定める。

(会費の徴収)

第2条 規約第7条第2項に定める会費の徴収は、次のとおりとする。
2009年度以降の入学学生・延長生・別科生は学費納入時に会費(1,500円)を徴収する。

2 会費の徴収は、大学に依頼し、毎年4月および10月末日までに互助会が受領する。

*2008年度以前入学の正規生は修業年限分納入済の為徴収せず。

(会費の免除)

第3条 災害等の被災学生として、大学から減免対象者の指定を受けた者については、当該減免期間に納入すべき会費を全額免除する。

(会費の返還)

第4条 規約第7条第3項の規定により会費の返還を受けようとする者は、当該年度ごとに、学生早健会に申請しなければならない。

2 前項の申請には、学生早健会所定の「社会保険資格証明書」を用い、年度内に学生早健会事務所に提出して、その確認を得なければならない。

3 規約第7条第3項の規定による医療費給付掛金相当額は2,100円とする。

第5条 規約第6条第2項のうち、早期卒業・修了、9月卒業・修了、退学、抹籍等の理由により会員の資格を失うこととなった場合、および在学中に留学をした場合は、本人その他の正当な権利者の請求があった時には、残余期間または留学期間(月単位)の会費を返還する。

2 前項の請求は所定の期日に行わなければならない。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、学生早建委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

<中 略>

附 則(2004年12月10日理事会決定)

この改正細則は2005年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月6日理事会決定)

この改正細則は2008年4月1日から施行する。

早稲田大学学生健康増進互助会医療費給付細則

(目的)

第1条 この細則は、早稲田大学学生健康増進互助会規約(昭和57年4月1日。以下「規約」という。)の施行に必要な医療費給付に関する事項について定める。

(協定による歯科医療機関)

第2条 規約第54条第2項の規定による医療機関は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------|
| 一 岡崎医院 | 五 本庄医院 |
| 二 大同病院 | 六 市村耳鼻咽喉科医院 |
| 三 西北診療所 | 七 早稲田眼科診療所 |
| 四 尾城眼科医院 | |

(協定による歯科医療機関)

第3条 規約第55条第2項の規定による医療機関は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------|
| 一 津田歯科医院 | 十二 和デンタルクリニック |
| 二 山田ビル歯科医院 | 十三 関歯科/矯正歯科医院 |
| 三 合田歯科医院 | 十四 日本橋グリーン歯科 |
| 四 ともデンタルクリニック | 十五 中央歯科医院 |
| 五 内田歯科診療所 | 十六 ひびきのデンタルクリニック |
| 六 西早稲田歯科医院 | 十七 アップル歯科クリニック |
| 七 水口歯科医院 | 十八 しおのや歯科 |
| 八 稲門歯科医院 | 十九 神楽坂駅前吉野歯科 |
| 九 早稲田駅前デンタルクリニック | |
| 十 のがみ歯科&矯正歯科 | |
| 十一 エビナ歯科医院 | |

(協定による薬局)

第4条 規約第56条第2項の規定による協定薬局は、次のとおりとする。

- 一 けやき薬局

(各種文書手数料)

第5条 医療機関の請求により支払った各種文書手数料は、規約第59条第1項に定める医療費には、算入しない。

(特別の事情による給付額)

第6条 規約第59条第2項の規定による給付額は、社会保険医療に準じた医療費の50%相当額とする。

(給付の限度額)

第7条 規約第59条第3項の規定による年度給付額の上限は、60,000円とする。

(給付手続の基本)

第8条 規約第59条第1項の規定による医療費給付申請は、毎月10日を締切日とし、その締切日までに受け付けた申請に係る給付の支払をその翌月上旬に行うことを基本とする。

(給付の申請期限)

第9条 医療費給付の申請は、診療機関で受診した月の翌月から起算して3カ月目に当たる月の申請締切日までに行わなければならない。

ただし、長期入院その他のやむを得ない事情がある場合は、所定の申請期限後であっても、申請を受理することができる。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学生早健委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則(2006年2月7日理事会決定)

この改正細則は2006年4月1日から施行する。

附 則(2008年2月6日理事会決定)

この改正細則は2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年6月27日理事会決定)

この改正細則は2009年4月1日から施行する。